

令和4年2月2日

封印受託者 各位

北海道運輸局釧路運輸支局長

封印の取付け委託に関する取扱要領の廃止及び封印取付け受託者準則の一部改正について(通知)

今般、「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付国自管第86号）及び「封印取付け委託要領の運用等」（平成18年10月4日付国自管第87号）の一部改正に伴い、当支局においても「封印取付け受託者準則」を別紙のとおり一部改正したので通知します。

なお、本改正の施行に伴い「封印の取り付け委託に関する取扱要領」については廃止します。

【主な改正内容】

- ① 乙種受託者の封印取付け場所として新たに「営業所」を認める。
既存の「施封営業所」は、今後「営業所」として扱う。
- ② 封印取付け委託申請に係る添付書類の簡素化・全国統一。
- ③ 他運輸支局の封印取扱いにおける行政書士間における委託手続の簡素化。
- ④ 引越時のナンバープレート交換猶予に伴う封印取付け受託者の拡大。